

2019年度 調査研究報告書の解説

『ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書』
解説・講評

成城大学法学部 教授 打越 綾子

日本における地域コミュニティを基盤としたシェアリングエコノミーの醸成を考えるにあたって、協同組合の考え方や仕組みが参考になります。国際協同組合同盟による協同組合の定義は、「人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。」とされており、協同組合の原則のなかに、「組合員による民主的管理」「組合員の経済的参加」「地域社会（コミュニティ）への関与」などが記載されています。

地域住民によって民主的に運営される地域コミュニティが基盤となり、地域住民一人ひとりが主役となって、地域の経済活性化、社会課題解決、文化創造・継承などに取り組んでいくための考え方や仕組みについて、協同組合から学べるものが沢山あると思います。ウェブサービスに焦点があたることが多いシェアリングエコノミーですが、実は身近に素晴らしい事例があるのです。

7. テレワーク推進によるシェアリングエコノミーの普及

コロナ禍を契機に、日本中で急速にテレワークが推進され、オンライン上での経済・社会活動に慣れてくる人々が増えています。

例えば、都会の消費者と地域の生産者が直接繋がって、地域の生産者から都市部の消費者に米や野菜がおすそわけされたり、地域の課題を解決したいという共通の想いを抱いている人々がオンライン上で繋がって助け合いのコミュニティ活動を開始したりしています。

また、テレワーク推進によって、在宅勤務の合間に近所の地域コミュニティ活動に参加したり、ワーケーション¹などで旅先の地域コミュニティ活動に参加したりする人が増えていくことが予測されます。現に、普段の仕事に加えて、近所のコミュニティ活動や旅先の地域コミュニティ活動に参加し、自分のスキルをシェアする「地域複業²」が広がりを見せています。

昔でいうと百の仕事をする、百の仕事を創る百姓のような働き方です。このように、どこでも仕事や学びができる環境が整うことで、「地域複業」や「オンライン学習」、「オンライン向こう三軒両隣」、「オンラインおすそわけ」など、新たなシェアリングエコノミーが形成され始めています。

オンラインやテレワークの時代になっても、シェアリングエコノミーのみならず地域の持続可能性や今後の生き方を考える上で変わらずに大切なことは、共に助け合う心、共助の精神です。

テクノロジーの発展によって様々なサービスが入り組むように社会に溢れている今だからこそ大切なことは、地域住民が信頼しあえる社会・コミュニティを形成し、思いやりや感謝の気持ち、助け合いの心で一人ひとりが主役となる本質的なシェアリングエコノミーと共助の仕組みを寄り添いながら構築していくことなのです。

1 休暇を取りながら仕事をするということ、「ワーク」と「バケーション」をあわせた造語。

2 複数の仕事を持つこと。副業（本業以外の仕事で収入を得ること）とは異なる。

はじめに

2019年6月の動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）の改正では、都道府県・政令指定都市・中核市など保健所を有して獣医師資格を持つ職員を抱えている自治体だけでなく、一般の市町村においても「条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする」と規定された（動物愛護管理法第37条の3）。これにより、一般市区町村においても、動物愛護管理行政を担う必要性がクローズアップされることとなった。

実は、もともと動物愛護管理法第3条には、「国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない」と規定されてきた。この地方公共団体という表現は、全ての自治体を指している。つまり動物愛護と適正飼養の普及啓発は、もともと市区町村が果たすべき責務なのである。

ところが、これまで動物に関わる行政といえ、全て保健所の獣医師資格を有する職員が担うものというイメージがあり、つまり保健所を有する都道府県・政令指定都市・中核市等の業務であるとされてきた。そのため、一般の市区町村は、ペットをめぐる課題に積極的に関わってこなかった。

とはいえ、ペット飼育世帯に関わる課題の解決を真剣に考えるならば、動物愛護管理行政は、もはや全ての市区町村が真正面から向き合うべき課題となりつつある。

『ペット問題の解決がもたらす住民の生活環

境向上に関する調査研究報告書』は、その点を真正面から見据えた意欲的な研究成果と言える。

1. 一般市区町村が関わる必要性

それでは、一般の市区町村が、今まで以上に積極的に動物愛護管理行政に関わるべきとされる根拠は何であろうか。

具体的には以下の三点を指摘できよう。

(1) ペット飼育の拡大・普遍性

まず、今後は、子供がいる若いファミリー世帯より、犬や猫を家族の一員として抱える多種多様な世帯が増えていくという現実がある。様々な少子化対策が講じられているものの、今後は子育て世代、学校教育を受けている児童・生徒がいる世帯は、間違いなく減少していく。他方で、賑やかな大家族であれ単身世帯であれ、それが若い独身者でも高齢者でも、犬や猫を飼育する世帯は確実に存続していく。動物の飼育頭数自体は、横ばいあるいは漸減傾向にあるとされるが、子供がいる世帯の減少傾向に比べれば圧倒的に多くの人々がペットを飼育する社会となっている。このペット飼育の普遍性を鑑みれば、一般市区町村は、傍観してられるはずもないのである。

(2) 草の根の生活に関わる地域課題

次に、ペット飼育世帯が多いということは、それだけ動物をめぐる近隣トラブルが発生しやすいということである。となれば、「動物のため」という以前に、「人間の社会生活のため」に対応する必要がある。市民の身近な生活を支えるのが基礎自治体の役割であるのは誰もが認めることである。例えば、本格的な高齢社会において、あるいは格差社会において、社会的孤立を抱えた人々が、犬や猫に精神的に依存・溺愛